

議案第39号

つくば市長等の給料の特例に関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成24年3月15日

つくば市長 市原 健一

つくば市長等の給料の特例に関する条例

(給料の特例)

第1条 市長の平成24年4月1日から平成24年6月30日までの間における給料の月額は、つくば市常勤特別職給与条例（昭和63年つくば市条例第3号。以下「特別職給与条例」という。）第3条の規定にかかわらず、特別職給与条例別表に掲げる額から、当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

第2条 細田市郎副市長の平成24年4月1日から平成24年6月30日までの間における給料の月額は、特別職給与条例第3条の規定にかかわらず、特別職給与条例別表に掲げる額から、当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

第3条 前2条の規定は、期末手当の額を特別職給与条例第4条の規定によりつくば市職員の給与に関する条例（昭和62年つくば市条例第20号）第25条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出する場合においては、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。